

新型コロナウイルス感染症に対する神奈川県への考え・取組み等

神奈川県

1 新型コロナウイルスの治療薬及び迅速検出法について

本県では特区制度も活用しながら、ヘルスケア・ニューフロンティアの取組を進めている。その一つとして、富士フィルムの抗インフルエンザ薬アビガンについて、国に人道的投与の認容と、治験・臨床研究の早期開始等を求めたところ、国は観察研究としての投与を開始した。今後、早期に一般の患者に投与することができるよう対応を求めたい。

また、他方、本県の衛生研究所では、理化学研究所と共同で、SmartAmp（スマートアンプ）法を活用した、新型コロナウイルスを迅速かつ高感度に検出する方法を開発し、性能を確認した。この新たな検出法は、現行の検査方法と比較し、より単純な工程で、より迅速かつ高感度にウイルスの検出ができることの実証結果が得られている。

そこで、より多くの国民が迅速に検査を受けられる体制を確立するため、この新たな検査法について試薬としての早期承認を求める。

2 ソーシャルネットワークシステム（SNS）を活用した感染拡大防止の取組みについて

国においては、都道府県等に対し、今後、地域での感染拡大が進む場合には、帰国者・接触者相談センターの体制を強化した上で、外来を早急に受診できる体制とすることを指示している。

一方、帰国者・接触者相談センターの体制強化については、すでに24時間化への対応など、保健所設置自治体において相当の人的、財政的負担が生じている。また学校等の休校措置に伴い、保健師や看護師など専門職の確保にも困難をきたしている。

そこで、本県では、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用し、個人の体調や状況に即した情報提供を継続的に行うことで、適切な行動に向けたサポートを行うとともに、ひいては相談センターの相談業務の軽減を図るプロジェクトを計画している。なお、この取組みは蓄積したデータの分析により実態把握などにも活用が想定されることから、こうしたSNS等を活用した感染防止拡大の取組みが、広く普及するよう国に支援を求める。

3 地域の医療提供体制の維持や患者の適正な受診行動の促進に向けた医療機関の情報収集・情報公開の仕組みの構築

新型コロナウイルスの感染拡大により、医療従事者等の感染による病棟閉鎖や外来休止、人員不足、医療物資の枯渇など通常の医療提供が困難になっている事例がみられる。

また国民にとっては、医療機関の稼働状況や受診のめやす等を一元的に把握することが困難なことから、過剰受診や受診行動の混乱などにつながる恐れがある。

そこで、本県では、地域の安定的な医療提供体制を維持するため、医療機関に係る情報を収集し、支援の必要な医療機関に迅速に対応するとともに、県民へタイムリーな情報を適切に提供する仕組みの構築に向けて取り組んでおり、今後、そうした取組みを全国的に展開することが必要であると考えている。

4 新型コロナウイルス感染症の重症患者が発生した場合の搬送体制について

新型コロナウイルス感染者の搬送については、都道府県が主体となって担うこととされているが、消防等との調整が困難な事例がみられる。また、県域や医療圏を越えて搬送する場合の搬送・受入ルールを、隣県の関係者等のみで定めることは困難であり、国が主導的に関係機関等で搬送・受入ルールを定めることが望ましい。

5 新型コロナウイルス感染症に対するオンライン診療について

令和2年2月28日付け厚生労働省医政局医事課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡によると、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者に対して、初診から電話や情報通信機器を用いて診療を行うことは、診断や重症度の評価が困難であり、重症化のおそれもあることから、認められないとされている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症患者の増加が見込まれる中、特に医療従事者等への二次感染の危険を取り除く必要があることから、発熱等の症状を有するなど感染の疑いがある者に対しては、初診から医療保険によるオンライン診療を可能にすることを国に求める。